

資料 4 ご質問に対する回答

○ 資料4 の回答に対する再質問

Q1、Q2、Q3 の答弁は、いずれも 2011. 3. 11 以前のものでしかないと思われる。よって、再質問する。

問 1 : 4. 11 の Q1、Q2、Q3 の答弁は 2011. 3. 11 の東北地方太平洋沖地震と 1 ヶ月後に起こった福島県浜通の地震により出現した湯ノ岳断層の存在を考慮した回答なのか。

(回答)

1. 4. 11 の Q1、Q2、Q3 の答弁は、2011. 3. 11 の東北地方太平洋沖地震と福島県浜通の地震により出現した湯ノ岳断層の存在も含め、現在までに得られた知見を考慮した回答です。

問 2 : 耐震設計審査指針や設置許可、バックチェック等の誤りが 3. 11 の東北地方太平洋沖地震と 1 ヶ月後に起こった福島県浜通の地震により出現した湯ノ岳断層の存在だと考える。それ故に保安院は次々と調査を指示したのではないのか。そして活断層の連動を考慮するように指示したのではないのか。2012. 3. 28 の保安院による「活断層の連動を考慮するように指示」があった一方で、「真殿坂断層や敷地内断層を考慮不要」とした理由は何か。2011. 4. 28 の保安院の通達に、5. 31 東電が細越断層・真殿坂断層・柏崎刈羽原子力発電所敷地内断層を報告したと考える。こうしたものの評価は何時、誰が、行ったのか。

(回答)

1. 保安院は、平成23年東北地方太平洋地震から現在までに得られた知見を踏まえ、内陸地殻内の活断層の連動性について、地形及び地質構造の形成過程、応力の状況等を考慮して、連動の可能性を検討するよう事業者へ指示し、その調査結果について、専門家の意見を聞きながら、評価を行っているところです。
2. また、真殿坂断層や敷地内断層について、安全審査や耐震バックチェックの評価において耐震設計上考慮すべき活断層でないことを確認するとともに、平成23年東北地方太平洋沖地震等を踏まえて、既に耐震設計上考慮すべき活断層でないと評価している断層等についても再評価を事業者へ指示し、これらの断層は、耐震設計上考慮すべき断層でないとの報告を受けています。
3. 今後、耐震設計上考慮すべき活断層でないと評価している断層等の活動性や、内陸地殻内地震の連動性について、専門家の意見を聞いて評価してまいります。

問3：Q4の回答に関して、真殿坂断層・柏崎刈羽原子力発電所敷地内断層の活動を前提として、柏崎刈羽原発の安全評価がなされなければならないと考える。それがストレステストの範囲内であろうがなかろうが。貞観地震津波の評価を無視して福島原発震災が発生したことを考えれば、真殿坂断層・柏崎刈羽原子力発電所敷地内断層の活動を考慮しなければならない。よって、これら断層の活動を前提に柏崎刈羽原発の安全評価を求める。こうした評価は不要とするならその理由は何か。

(回答)

1. 保安院は、真殿坂断層・柏崎刈羽原子力発電所敷地内断層について、安全審査及び耐震バックチェックにより、耐震設計上考慮すべき活断層でないことを確認しています。